

# 第143回 宮崎県都市計画審議会

日時：平成31年3月18日(月)午後1時30分

場所：自治会館 3階 大会議室

開会 午後1時30分

**○事務局** 定刻となりましたので、ただいまから第143回宮崎県都市計画審議会を開催させていただきます。

私は、本日、司会進行をさせていただきます県土整備部都市計画課 課長補佐の徳山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、審議会委員16名のうち13名の御出席をいただきまして、会議開催要件である過半数を満たしておりますことを御報告いたします。

本日御出席いただいております、そのほかの委員の皆様への御紹介は、お手元の委員名簿にかえさせていただきます。

次に、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。先ほどの「第143回宮崎県都市計画審議会 出席委員名簿」、「会議次第」、「青のドッチファイル」、都市計画審議会関係法令をとじ込んだ「黄色のファイル」、以上をお配りしております。

続いて、事前にお配りしている議案書と、資料1から4をお配りしております。

不足しております資料はございませんでしょうか。

なお、「青のドッチファイル」と「黄色のファイル」につきましては、会終了後に回収させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、議事に先立ちまして出口会長に御挨拶をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

**○出口会長** 皆さん、こんにちは。3月の押し迫った年度末でございますけれども、第143回の都市計画審議会を開催させていただきます。

きょうは、議事が6件とちょっと多くありますので、早速議事のほうに入らせていただきたいと思います。

**○事務局** 出口会長、ありがとうございました。

それでは、これより議事に入らせていただきたいと思います。出口会長、よろしくお願いいたします。

**○出口会長** では、最初に、議事録署名を岩本委員と日高委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、早速議事に入りたいと思います。議事の進め方等につきまして、事務局のほう

から説明をお願いいたします。

○事務局 お手元にございます「会議次第」をごらんください。

本日の議事は6件ございます。

今回の議案でございますが、会議次第のとおり、一般案件として議案第1号「宮崎広域都市計画区域区分の変更」、議案第2号「日向延岡新産業都市計画区域区分の変更」、議案第3号「日向延岡新産業都市計画臨港地区の変更」、議案第4号「都城広域都市計画道路の変更」、以上4件がございます。また、軽易な変更に係る案件としまして、議案第5号「宮崎広域都市計画道路の変更」、議案第6号「田野都市計画道路の変更」、以上2件がございます。本日、合計6件につきまして御審議をよろしくをお願いいたします。

○出口会長 ありがとうございます。

では、順次この案件に従って審議を進めたいと思います。

早速、議事の1番目の説明をよろしくをお願いいたします。

○事務局 それでは、議案第1号「宮崎広域都市計画区域区分の変更」につきまして説明いたします。議案書は4ページから20ページになっておりますので、あわせて御参照ください。

まず初めに、区域区分とは何かを簡単に説明いたします。

区域区分については、都市計画法第7条に規定されている、いわゆる「線引き」のことで、無秩序な市街化を防止し、効率的な公共投資及び計画的な市街地形成を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に分ける制度であります。

市街化区域は、既に市街地を形成している区域、または、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域で、積極的に公共施設を整備するなど、市街化を進めている区域です。

一方、市街化調整区域は、市街化を抑制する区域です。

昨年9月に改定しました都市計画区域マスタープランにおいて、宮崎広域都市計画区域と日向延岡新産業都市計画区域の2つの都市計画区域では、引き続き区域区分を行うこととしておりますので、今回、この区域区分の見直しを行うものであります。

次に、市街化調整区域から市街化区域に編入する場合の変更基準について説明いたします。

1番目として、土地区画整理事業の実施が確実な区域、2番目として、公的機関による開発事業の実施が確実な区域、3番目として、民間による計画的な開発事業の実施が

確実な区域、4番目として、線引きの境界を道路・河川などの地形地物により明確にすることが必要な区域、となっております。

今回、これらの変更基準及び「都市計画区域マスタープラン」を踏まえまして、関係市町と検討を行った結果、3番目と4番目の変更基準による変更を、宮崎広域都市計画区域では、14カ所の6.3ヘクタール、後ほど議案第2号で御説明いたしますが、日向延岡新産業都市計画区域につきましては、2カ所の4.6ヘクタールについて行うものでございます。

それでは、今回、区域区分を変更する箇所について、宮崎広域都市計画区域から説明いたします。

スクリーンは、宮崎市の都市計画図を示しております。

宮崎県庁がこの位置にございます。

大淀川がこのように流れており、宮崎自動車道、東九州自動車道、国道10号、国道220号がこのように走っております。

まず、先ほど説明いたしました「民間による計画的な開発事業の実施が確実な区域」を3カ所説明した後、「道路等の地形地物により境界を明確にする区域」を11カ所、説明いたします。

では、初めに、宮崎市の下北方地区でございます。

変更箇所を拡大して表示いたします。

スクリーンの左側に大淀川が流れており、主要地方道宮崎須木線、県道下北方古墳線がこのように走っており、平和台大橋がこの位置に、平和台公園がこの位置にございます。

赤い枠で囲みました区域をさらに拡大して表示いたします。

画面中央の赤い枠で示しております区域は、線引きの境界を含んだ地区計画により住宅団地の開発が行われており、現在は住宅が建ち並び、計画的な市街化が図られておりますことから、このうち、市街化調整区域である赤色の部分、0.4ヘクタールの区域について市街化区域へ編入を行うものでございます。

次に2つ目ですが、宮崎市の赤江東地区でございます。

スクリーンの右上に大淀川が流れており、市道吉村通線がこのように走っており、赤江大橋がこの位置にございます。

県道 宮崎港宮崎停車場線、県道 城ヶ崎清武線がこのように走っております。

八重川がこのように流れており、赤江東中学校がこの位置にあります。

赤い枠で囲みました区域を拡大して表示いたします。

画面中央の赤い枠で示しております区域は、先ほどの下北方地区と同様に、地区計画により住宅団地の開発が行われており、現在は、住宅が建ち並び、計画的な市街化が図られておりますことから、赤色の部分、1.14 ヘクタールの区域について市街化区域へ編入を行うものでございます。

次に、3つ目ですが、宮崎市の希望ヶ丘四丁目地区でございます。

県道 学園木花台本郷北方線がこのように走っており、希望ヶ丘団地がこの位置に、まなび野団地がこの位置に、宮崎県立看護大学がこの位置にあります。

赤い枠で囲みました区域を拡大して表示いたします。

画面中央の赤枠で示しておりますこの区域は、先ほど2つの地区と同様に、地区計画により住宅団地の開発が行われており、現在は、住宅が建ち並び、計画的な市街地が図られておりますことから、赤色の部分、0.62 ヘクタールの区域について市街化区域へ編入を行うものでございます。

続きまして、「道路等の地形地物により、境界を明確にする区域」について、宮崎市の北のほうから順に11カ所、説明いたします。

まず、宮崎市佐土原町の下那珂地区でございます。

石崎川がこのように流れております。

一ツ葉有料道路、県道 塩路佐土原線がこのように走っております。

シーサイド佐土原団地がこの位置に、石崎の杜 鯨鯨館がこの位置にあります。

赤い枠で囲みました区域を拡大して表示いたします。

画面中央の赤色で示しております2つの区域は、県道 塩路佐土原線の西側に市街化調整区域が部分的に残された土地であります。現在は、自動車ディーラーなどが立地し、都市的土地利用が見られるため、現在の線引きの境界を、道路境界に合わせてこのように変更し、その結果、0.04 ヘクタールが市街化区域に編入となるものでございます。

次に、宮崎市の新名爪から芳士にかけての地区でございます。

国道10号、国道219号がこのように走っており、新名爪交差点がこの位置にあります。また、旧国道10号であります市道 花ヶ島通線がこのように走っており、県立宮崎北高校がこの位置にあります。

この地区では、新名爪地区において赤い枠で示しました5カ所、芳士地区において2

カ所、線引きの境界を変更いたします。住宅団地の造成などによる宅地化や、バイパスの開通によって、現在の線引きの境界と地形地物が異なっているため、現況の擁壁や法面に合わせて、線引きの境界を変更するものです。

まず、新名爪地区の赤い枠で囲みました5つの区域を拡大し、続けて説明いたします。

この区域は、国道10号と国道219号が分岐する新名爪交差点の東側に位置しております。団地の造成によって、新たにつくられた擁壁や法面に合わせて、現在の線引きの境界をこのように変更するものです。

その結果、赤色で示しております区域は、市街化調整区域から市街化区域に編入となり、青色で示しております区域は、市街化区域から除外となり、市街化調整区域となります。

続きまして、この区域は、先ほど説明しました区域のすぐ南側に位置しており、現在の線引きの境界を、現況の擁壁や法面に合わせて、このように変更するものです。

次に、この区域は、新名爪交差点の西にある新名爪八幡宮の南側に位置しております。現在の線引きの境界を、現況の擁壁や水路に合わせて、このように変更するものです。

次に、この区域は、新名爪交差点の南側、国道10号宮崎北バイパスの道路敷地でございます。もともとは、崖の法尻が線引きの境界でしたが、バイパスの開通により、その崖がなくなったことから、現在の線引きの境界を、このようにバイパスの法面に合わせて変更するものです。

次に、先ほどの区域のさらに南側、宮崎北バイパスから市道花ヶ島通線にかけての区域であります。現在の線引きの境界を、現況の擁壁や境界ブロックなどに合わせて、このように変更するものです。

以上、新名爪地区では、5カ所で0.31ヘクタールが市街化区域に編入となり、0.6ヘクタールが市街化区域から除外となります。

続きまして、芳土地区の赤い枠で囲いました2つの区域を拡大し、続けて説明いたします。

この区域は、市道花ヶ島通線の沿線であり、現在の線引きの境界を、現況の擁壁などに合わせてこのように変更するものです。

次に、この区域は、先ほど説明いたしました市道花ヶ島通線から東に約300メートルの位置でございます。現在の線引きの境界を擁壁や境界ブロックなどに合わせて、このように変更するものです。

以上、芳士地区では、2カ所で0.12ヘクタールが市街化区域に編入となり、0.22ヘクタールが市街化区域から除外となります。

次に、場所が変わりまして、宮崎市の赤江東中学校でございます。

先ほど説明いたしました赤江東地区 地区計画の北側に位置しております。

赤い枠で囲いました区域を拡大して表示いたします。

現在、赤江東中学校の校舎が建っている字界が線引きの境界となっておりますが、中学校の敷地に合わせて、線引きの境界をこのように変更するものです。

赤色で示しております2.16ヘクタールが市街化区域に編入となり、中学校の敷地全体が市街化区域となるものでございます。

なお、紫色で示しております区域は、冒頭に説明いたしました赤江東地区 地区計画の編入する区域でございます。

次に、宮崎市高岡町の下倉永地区でございます。

大淀川がこのように、瓜田川がこのように流れております。国道10号がこのように走っており、花見橋がこの位置に、道の駅高岡がこの位置にございます。県道野首麓線がこのように走っており、グリーンハイツ祇園台団地がこの位置にございます。赤い枠で囲いました2つの区域を拡大して、続けて説明いたします。

この地区は、県道野首麓線の北側に位置しており、急傾斜地崩壊対策事業の実施により擁壁がつくられたため、現在の線引きの境界を、この擁壁に合わせてこのように変更するものです。

次に、この区域は、グリーンハイツ祇園台団地の東の端に当たる区域で、宅地の造成により、現在の線引きの境界と地形地物が異なっているため、現在の線引きの境界を、現況の法肩と道路境界に合わせて、このように変更するものです。

以上、下倉永地区では、2カ所で0.16ヘクタールが市街化区域に編入となり、0.57ヘクタールが市街化区域から除外となります。

以上が、区域区分、いわゆる線引きの境界の変更箇所についての説明でございます。

最後に、市街化区域に編入できる面積の限度の目安となる人口フレームの変更について説明いたします。

スクリーンには、宮崎広域都市計画区域における人口フレームを示しております。

人口フレームとは、市街化区域の将来人口の推計値で、市街化区域の規模の算定根拠となっており、先ほど説明しましたとおり、市街化区域に編入できる面積の限度の目安

となるものであります。

今回の見直しに当たり、平成 22 年の国勢調査の結果を踏まえ、その 10 年後、平成 32 年の市街化区域内の人口を推計しましたところ、33 万 1,600 人となりました。

これに対し、現在の市街化区域内に適切な人口密度を保ちつつ、収容可能な人口を別途推計しましたところ、33 万 1,300 人となり、これに先ほど説明しました、今回編入する地区に収容可能な人口 200 人を合計しますと、編入後の市街化区域内に収容可能な人口は、33 万 1,500 人となります。

この 2 つの推計値の差、約 100 人が平成 32 年の市街化区域内人口のうち、現在の市街化区域に収容できない人口ということになります。

この約 100 人は、今後、平成 32 年までの間に、市街化調整区域を新たに市街化区域に編入しようとする場合に、編入する区域に誘導できる人口の限度となります。

この約 100 人を面積に換算しますと、約 1 ヘクタールに相当します。

よって、今後、平成 32 年までの間に、宮崎広域都市計画区域内に、市街化区域の拡大ができる面積は約 1 ヘクタールが限度となります。

議案第 1 号「宮崎広域都市計画の区域区分の変更について」の説明は以上でございます。

**○出口会長** ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、3 件については、民間による計画的な開発事業が完成に近づき、それに従って、区域区分を変更するもの、あとの残りにつきましては、地形地物の変更に合わせて、境界を変更したいというものでございます。この 1 号議案に対して御意見等ありましたら、よろしくお願いたします。

**○A 委員** 議案についての直接的な意見ではなく、ちょっと単純な質問になるかと思うのですが、1 番目の下北方地区の地区形とか、民間がもう開発事業をされているというところなんですけど、周辺が第 1 種低層住宅の地域ということで、緑で色づけがされていて、赤い枠の部分だけが周辺から囲まれたようにぽつんと残っていたという、過去はそういう経緯だったと思うのですが、ここは何か古墳が出てきたとか、そういう経緯があって、用途区分の中に組み込まれていなかったということでしょうか。あくまでも単純な疑問なんですけれども。

**○事務局** お答えいたします。この市街化区域のラインにつきましては、筆界、地番で引かれていたもので、特に古墳が出ていたとか、そういうことではないという状況でし



た。

○A委員 ありがとうございます。

○出口会長 よろしいでしょうか。ほかにございませんでしょうか。

○A委員 いただいている資料1の15番、具体的に言うと、テル新名爪という団地があるあたりのことなんですけれども、大規模に住宅地が開発されている割に、実はここは市街化調整区域だったということ自体がちょっと意外な気がしました。今回初めて認識したところなんですけれども、今後、市街化区域に編入されていく、市街化区域として開発ができる面積というのを最後に御説明いただいたと思うのですが、こういった形で市街化調整区域の中に、もちろん法的な手続を経て、開発行為でどんどん宅地化されていく部分というのは、結局このテル新名爪に関しても、市街化区域には今組み込まれていないということですね。組み込まれていないにもかかわらず、こういった客観的に見たら市街化区域と同じような宅地開発が行われていくということは、今後も法的な手続を経れば、市街化区域に組み込まれないままに、宅地開発が各地でどんどん行われることも想定されているのかなというところを、ちょっとお伺いしたいと思います。

○出口会長 事務局、よろしくお願いします。図面を見て、あと、前にもし説明が必要であれば、前のほうに出て説明していただいたほうがわかりやすいかもしれません。

○事務局 この蓮ヶ池の周辺にあるテル新名爪につきまして、ここは蓮ヶ池の風致地区が設定されていまして、都市計画法の改正前に、開発許可により造成された団地でございます。団地には開発許可による規制に加えまして、この風致地区における建築物の規模や形態、意匠など、厳しい規制がかけられているという状況でございます。宮崎市におかれましても、この風致地区を維持して、自然景観を保持していく方針であるということで、積極的に市街化に編入するという意向ではないということで、市街化にされていないということです。

先ほど、あわせて御質問があった今後のお話なんですけれども、基本的には調整区域につきましては、市街化を抑制するという状況もかんがみまして、個別開発について、市街化区域に入れていこうというようなことは、今のところ考えていない状況です。以上です。

○出口会長 風致地区という特別な、大事にしないとイケない地区ということと、時代的に許可が認められた時期があったということになると思います。

ほかにございませんでしょうか。(意見・質問なし)

では、議案第1号についてお諮りしたいと思います。

議案第1号は、原案どおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

**○出口会長** では、異議なしということで、議案第1号は、原案どおりといたします。

続きまして、第2号、第3号は関連しますので、同時に連続して説明をよろしく願いたいいたします。

**○事務局** 続いて、議案第2号及び議案第3号についての説明です。

初めに、議案第2号について説明いたします。

議案第2号「日向延岡新産業都市計画区域区分の変更」についてでございます。

議案書は21ページから25ページとなっておりますので、あわせて御参照ください。

先ほど、宮崎広域都市計画における区域区分の変更について説明を行いました。日向延岡新産業都市計画区域も区域区分を行っております。

今回の区域区分の見直しは、細島港の一部と平岩港の一部の2カ所を市街化区域に編入するものであります。

スクリーンに、今回変更を行います周辺の地図を示しております。

日向市役所がこの位置にあり、周辺の交通網としましては、JR日豊本線がこのように走っており、東九州自動車道がこのように、国道10号がこのようにございます。

今回、変更を予定しております箇所が赤く囲まれた部分になりまして、それぞれ説明いたします。

スクリーンに示しておりますのは、1カ所目の細島港周辺の航空写真でございます。

日向市役所及び日向市駅がこの位置にございます。

今回、赤く表示しております部分を市街化区域へ編入したいと考えております。

周辺の用途地域は、工業専用地域であり、旭化成を初めとした工場などが隣接しております。

こちらが編入予定区域周辺の写真でございます。赤丸の部分が編入予定箇所であり、現在は山林となっております。

こちらは、周辺の都市計画図でございます。

今回の編入予定区域は、港湾管理者による港湾計画の変更により、この区域を高台として整地し、保管ヤードなどを整備する予定であります。

このように、港湾計画による計画的な市街化が図られる見込みであることから、今回、

赤く示しております部分を市街化区域へ編入を行うものでございます。

続きまして、2カ所目の編入予定区域である平岩港について説明いたします。

スクリーンに示しておりますのは、平岩港周辺の航空写真でございます。

南日向駅がこの位置でございます。

右下の写真は、平岩港周辺の拡大写真になります。

今回、赤く着色している部分が編入予定の箇所となります。

周辺は、現在漁港として活用しております。

続きまして、こちらが周辺の都市計画図であります。

この区域は、埠頭用地として整備された埋立地であり、隣接する市街化区域と一体的に現在利用されております。この地区は、埋め立て等による地形地物の変更に伴い、区域区分の境界を水際線に設定し、市街化区域へと編入するものであります。

議案第2号「日向延岡新産業都市計画区域区分の変更」についての説明は以上でございます。

続きまして、議案第3号「日向延岡新産業都市計画臨港地区の変更」について説明いたします。議案書は26ページから28ページとなっておりますので、あわせて御参照ください。

この案件は、日向延岡新産業都市計画区域のうち、先ほど説明しました日向市細島港における市街化区域への編入に合わせ、臨港地区の変更を行うものでございます。

まず、臨港地区について説明いたします。

臨港地区は、都市計画法で「港湾を管理運営するために定める地区」と規定され、都市計画区域内の港湾地区を適正に管理する目的で、港湾管理者の求めに応じ、都市計画決定されるものです。

臨港地区の都市計画決定は、国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾においては県が行い、その他の港湾は市町が都市計画決定します。

今回、市街化区域に編入する細島港と平岩港は、細島港が重要港湾に当たるため、県が臨港地区を都市計画決定し、平岩港はその他の港湾に当たるため、日向市が臨港地区を都市計画決定することとなります。

なお、今回の変更は、細島港の港湾管理者である県が、港湾審議会の審議を経て決定した港湾計画に沿って行うものでございます。

スクリーンに今回変更を行います細島港周辺の都市計画図を示しております。

こちらの図では、臨港地区の変更を行う箇所を赤色で示しています。現在の細島港臨港地区の範囲につきましては、図面で緑色の斜線で示しておりますとおり、約 277.9 ヘクタールが現在定められております。

今回の変更は、画面上の赤く塗りつぶしております約 4.5 ヘクタールを、市街化区域の編入に合わせ、臨港地区に指定することにより、臨港地区の面積が 277.9 から 282.4 ヘクタールとなります。

以上が、日向延岡新産業都市計画区域における区域区分及び臨港地区の変更内容でございます。

**○出口会長** ありがとうございます。2号議案と3号議案につきましては、関連がありますので、一緒に説明をしていただきました。

どちらからでも結構だと思いますが、質問やコメントをいただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

**○B委員** 最後に言われた、細島の港湾のところなんですが、具体的にはどんなものを整備するのですか。何か言葉では言えないでしょうか。

**○出口会長** 細島のほうの港湾の利用の方法について、もう少し詳しく説明をお願いしますということです。よろしくお願いいたします。

**○事務局** お答えいたします。具体的な施設図とかいうのは御用意していないのですが、しばらくお待ちください。

**○出口会長** ここは所有者は。

**○事務局** 旭化成さんです。この部分につきましては、旭化成さんで製造いたしました工業製品とかを津波などで流失することを防ぐための施設、保管ヤードとして、倉庫などを高台へ移すというような土地利用を考えていまして、そういう施設が配置されるというふうにお聞きしております。

**○B委員** 要するに、今、森になっているところを、いずれしても何か人工的に高台とか、整備をする保管倉庫をつくるという理解でいいんですかね。

**○事務局** はい、そうです。そういうふうにお聞きしております。

**○B委員** 要するに、まだ具体的なものは出てきていないと。

**○事務局** そうです。予定として聞いております。

**○出口会長** 要するに、防災関係の施設、利用ということでよろしいでしょうか。

**○事務局** はい。

○**出口会長** ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。(意見・質問なし)

では、意見もほかにありませんので、お諮りしたいと思います。

第2号、第3号は関連しますので、一緒にお諮りしたいと思います。議案第2号及び第3号については、原案どおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○**出口会長** それでは、議案第2号及び議案第3号は、原案どおりといたします。

続きまして、議案第4号の説明をお願いいたします。

○**事務局** それでは、議案第4号について説明いたします。

議案第4号は、都城広域都市計画道路の変更でございます。三股町の都市計画道路の変更です。

対象の路線としましては、2路線ございまして、まずは新馬場植木線について説明いたします。議案書は29ページから32ページとなっておりますので、あわせて御参照ください。

まず、当該路線の位置について説明いたします。

スクリーンには、都城市や三股町を中心とした位置図を示しております。

都城市役所がこの位置にあり、三股町役場がこの位置にあります。

宮崎自動車道、国道10号、国道269号、国道222号がこのように走っております。

県管理道路である主要地方道 都城東環状線がこのように走っております。

都市計画道路の新馬場植木線は、この赤色の線の路線でございまして、一部が都城東環状線となっております。

次に、三股町中心部の都市計画図で説明いたします。

この位置に三股町役場があり、国道222号、主要地方道 都城東環状線がこのように走っております。

都市計画道路の新馬場植木線は、この赤色の路線でございまして、延長3,470メートル、代表幅員12メートルで都市計画決定されております。

今回の都市計画道路 新馬場植木線の変更は、まず、中段から南側のこの黄色の区間を廃止し、終点の位置を変更するとともに、延長を1,280メートルに変更するものでございます。

また、こちらに三股町が決定する都市計画道路の新馬場榎堀線がありますが、赤色の

線であらわしております新馬場植木線の東側、黄色の区間を廃止して、起点の位置及び延長を変更する予定となっております、このことに伴いまして、交差点の変更を行うものでございます。

さらに、三股町における都市計画道路の決定は、昭和 52 年が最終であったものが多く、当時は車線数を定める必要はありませんでしたが、平成 10 年の都市計画法施行令の改正に伴い、都市計画道路について、「車線の数」を都市計画決定に定めることとされておりますことから、今回、車線数を 2 車線と定めるものでございます。

次に、平面図で説明いたします。

新馬場植木線は、赤色の線のとおり、都市計画決定されております。

先ほど説明いたしましたとおり、今回の変更により、黄色着色した部分、主要地方道 都城北郷線から南側、国道 222 号までの区間を廃止することとしております。

この区間は未整備区間であり、周辺に代替機能を果たす道路が複数あることから、整備の必要性が低いと判断し、廃止することといたしました。

また、三股町が決定する都市計画道路の新馬場榎堀線のうち、黄色着色部分を廃止する予定となっております。

廃止する区間は未整備区間であり、当該地域の交通は、周辺の道路網により処理できると考えられるため、整備の必要性が低いと判断し、廃止する予定となっております。

この一部廃止に伴いまして、交差点の変更を行うことといたしました。

右側の交差点の部分を拡大した図面で詳しく説明いたします。

緑色の路線の新馬場榎堀線のうち、黄色着色しております一部区間の廃止に伴い、赤色の路線の新馬場植木線における交差点の隅切り部分の一部が不要となることから、黄色着色した三角形の部分を廃止することといたしました。

以上が、新馬場植木線の変更に関する説明でございます。

続いて、都城坂元線の変更について説明いたします。

議案書は 33 ページから 37 ページとなっておりますので、あわせて御参照ください。

まず、当該路線の位置について、先ほど同様に、都城市や三股町を中心とした位置図により説明いたします。

都城市役所がこの位置にあり、三股町役場はこの位置にありまして、先ほど説明いたしました新馬場植木線はこの青色の路線でございます。

県管理道路の主要地方道 都城北郷線がこのように走っておりまして、今回説明いたし

ます都城坂元線は、赤色の線で示す路線でございまして、都城北郷線の一部となっております。

次に、三股町中心部の都市計画図で説明いたします。

三股町役場がこの位置にあります。

県管理道路の主要地方道 都城北郷線がこのように走っておりまして、先ほど説明いたしました新馬場植木線がこちらにございます。

都市計画道路の都城坂元線は、この赤色の路線でございまして、延長 3,790 メートル、代表幅員 11 メートルで都市計画決定されております。

また、三股町決定の都市計画道路がこのように都市計画決定されており、今回の変更は、先ほど説明しました新馬場植木線及び三股町決定の都市計画道路の一部廃止等に伴い、交差点の変更を行うものでございます。

また、先ほどの新馬場植木線と同様に、今回、車線の数を 2 車線と定めるものでございます。

次に、平面図で説明いたします。

赤色の線が、現在、都市計画決定しております都城坂元線でございます。

県決定の新馬場植木線につきましては、先ほど説明いたしましたとおり、都城坂元線の南側の区間を廃止することとしております。

また、三股町決定の新馬場五本松線は、全線廃止される予定となっており、同じく三股町決定の病院通線は、一部の区間が廃止される予定となっております。

廃止される区間は、いずれも未整備区間であり、当該地域の交通は周辺の道路網により処理できると考えられ、整備の必要性が低いと判断され、廃止される予定となっております。

これらの変更に伴いまして、都城坂元線における交差点の隅切りが不要となることから、交差点の変更を行うこととしました。

それでは、3カ所ある交差点の変更に関して、左側から順に、交差点の部分を拡大した図面で詳しく説明いたします。

まずは、県決定の新馬場植木線との交差点です。

赤色の線が都城坂元線でございまして、青色の線の新馬場植木線のうち、交差点から南側の区間を廃止することに伴いまして、都城坂元線における交差点、南側の隅切りが不要となりますことから、黄色着色した三角形の部分を廃止することといたしました。

次に、新馬場五本松線との交差点です。

緑色破線、黄色着色の路線が三股町決定の新馬場五本松線でございまして、路線が廃止されることに伴い、都城坂元線における交差点、北側の隅切りが不要となりますことから、黄色着色した三角形の部分を廃止することといたしました。

最後に、病院通線の交差点です。

緑色の路線が、三股町決定の病院通線でございまして、都城坂元線の北側、緑色の破線の黄色着色している一部区間が廃止されることに伴いまして、交差点、北側の隅切りが不要となりますことから、黄色着色した三角形の部分を廃止することといたしました。

変更内容の説明は以上のとおりですが、これらの都市計画道路の見直しにつきましては、町の職員や住民代表で構成します、三股町都市計画道路見直し検討委員会による検討を経て、住民説明会を行っております。また、2月18日から3月4日まで公告、縦覧を行い、意見書は提出されておられません。

議案第4号「都城広域都市計画道路の変更」についての説明は以上でございます。

**○出口会長** ありがとうございます。スライドはこのままに置いておいていただいたほうが理解しやすいかと思います。

大きくは、そこにありますブルーの破線の3・5・1号の一部廃止、それから、三股町が廃止する町道に関して、それに3・6・4号の都城坂元線の交差部の変更ということで、大きくはこの変更を県の決定、この審議会として決定したいということでございます。

ちょっといろいろ地図等、特に都城とこの地区は道路が曲がっている部分が多いので、よく方向も間違ふようなところですけど、そういう2つの大きなイベントでこの変更が4号議案として審議されるということです。ちょっとわかりにくいところもあるかと思うので、質問等ありましたら、よろしく願いいたします。

**○B委員** いずれにしても、地元で協議してオーケーなんだからいいんでしょうけれども、一つ、どこまで県が把握されているのかわかりませんが、今道路として計画していたところは、あいているんですよね。土地として平地になっているとか、何もないとか。

**○事務局** 青でこの図面に示しておりますけれども、青の点線の部分については、道路がないです。農地になっています。

**○B委員** 緑の部分、そうなんです。そういうところも、要するに廃止するというものは。



○事務局 用途区域内は家屋が張り付いている状況でございます。

○B委員 では、土地買収をしてから、道路をつくろうという手順にはなっていたわけですか。

○事務局 そうです。

○B委員 じゃ、土地買収がなくなると理解していいわけですか。

○事務局 はい、そうです。

○B委員 こっちの南のほうは田んぼの中だから。

○事務局 そうです。そのまま、耕作地として残ります。

○B委員 了解です。

○出口会長 ほかに御意見等ございませんでしょうか。(意見・質問なし)

各市町において、都市計画道路の見直しが順次されていますので、その一環として、ここの地区は三股町が特に中心になって進められているということで、こういう案件は、また今後出てくるケースがたくさんあるかと思えます。

では、4号議案についてお諮りしてよろしいでしょうか。議案第4号は、原案どおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○出口会長 ありがとうございます。では、議案第4号は原案どおりといたします。

それでは、あと軽易な変更に係る案件が2件ありますが、これは2つとも一緒に説明していただいて、審議したいと思えますので、事務局、よろしく願いいたします。

○事務局 続いて、議案第5号及び6号についての説明です。

それでは、まず議案第5号について説明いたします。

議案第5号は、宮崎広域都市計画道路の変更でございまして、宮崎市清武町の都市計画道路の変更でございます。

対象となる路線としましては、見の崎通線、大久保木崎線、西新町尾ノ下線の3路線でございます。

議案書は、38ページから39ページとなっておりますので、あわせて御参照ください。

まず、当該路線の位置について説明いたします。

スクリーンには、宮崎市南部の位置図を示しております。

宮崎市役所がこの位置にあり、清武総合支所はこの位置にあります。

宮崎自動車道がこのように走っており、一ツ葉有料道路とつながっております。

また、東九州自動車道、国道 10 号、国道 220 号、国道 269 号がこのように走っております。

今回、変更することになる見の崎通線はこの位置に、大久保木崎線はこの位置に、西新町尾ノ下線はこの位置にあります。

こちらの図は、宮崎市清武町周辺の都市計画図です。

清武総合支所がこの位置にあります。

県管理道路である主要地方道 高岡郡司分線、一般県道の久保木崎線、大戸野清武線、清武停車場線がこのように走っております。

今回の対象となります都市計画道路につきまして、見の崎通線は、清武停車場線と大戸野清武線の一部となり、久保木崎線は、県道名でも久保木崎線となっており、西新町尾ノ下線は、国道 269 号と高岡郡司分線の一部でございます。

今回の変更は、土地区画整理事業を行ったことで、事業区域内の町界町名、いわゆる地名が変更になったことに伴い、各路線の位置表記の変更を行うものでございます。

それでは、平面図で説明いたします。

平面図になりますが、こちらは先ほどまでと異なりまして、左側が北になっておりますので、御注意ください。

都市計画道路としまして、見の崎通線、久保木崎線、西新町尾ノ下線を赤色の線のとおり都市計画決定しております。

宮崎市が、岡土地区画整理事業を行ったことにより、事業区域内の町界町名が変更されました。

まず、土地区画整理事業を実施する前につきましては、事業区域内の町界町名はこのようなになっておりました。例えば、従前の見の崎通線の終点は、「宮崎市清武町今泉字茶円園」でした。それが、土地区画整理事業の施行により、町界町名はこのように変更され、その結果、見の崎通線の終点は、「宮崎市清武町岡三丁目」となります。

都市計画道路の決定事項としまして、「位置」を定めることとされておりますことから、名称や区域等は変わりませんが、議案書 38 ページの赤書きのように変更を行うものでございます。

また、久保木崎線の内訳の起点や終点、西新町尾ノ下線の内訳の主な経過地などにつきましても、同様に変更を行うものでございます。

以上が、議案第 5 号「宮崎広域都市計画道路の変更」についての説明でございます。

続きまして、議案第6号について説明いたします。

議案第6号は、田野都市計画道路の変更でございまして、路線としましては、北桜寺町線、田野駅前通線の2路線でございます。議案書は40ページから41ページとなっておりますので、あわせて御参照ください。

まず、当該路線の位置について説明いたします。

スクリーンには、先ほど説明しました議案5号と同様に、宮崎市南部の位置図を示しております。

宮崎市役所がこの位置に、田野総合支所はこの位置にあります。

国道269号がこのように走っております。

今回、変更することになる北桜寺町線はこの位置に、田野駅前通線はこの位置にございます。

こちらの図は、宮崎市田野町の都市計画図です。

田野総合支所がこの位置にあります。

県管理道路の主要地方道 日南高岡線、一般県道 鰐塚山田野停車場線がこのように走っております。

今回の対象となります都市計画道路につきまして、北桜寺町線は、日南高岡線の一部であり、田野駅前通線は、鰐塚山田野停車場線の一部でございます。

今回の変更は、議案第5号と同様に、土地区画整理事業を行ったことによる各路線の位置表記の変更を行うものでございます。

それでは、平面図で説明いたします。

こちら、左側が北になっておりますので御注意ください。

都市計画道路としまして、北桜寺町線、田野駅前通線を赤色の線のとおり都市計画決定しております。

宮崎市により、南原土地区画整理事業の換地処分が行われ、事業区域内の町界町名が変更されました。

まず、土地区画整理事業を実施する前につきましては、事業区域内の町界町名はこのようなになっておりました。

例えば、従前の北桜寺町線の終点は、「宮崎市田野町字中渡瀬」でございました。それが、土地区画整理事業の換地処分により、町界町名はこのように変更され、その結果、北桜寺町線の終点は、「宮崎市田野町南原三丁目」となります。

先ほどもお話ししましたが、都市計画道路の決定事項としまして、「位置」を定めることとされておりますことから、名称や区域等は変わりませんが、議案書 40 ページの赤書きのように、変更を行うものでございます。

また、田野駅前通線の内訳の主な経過地等につきましても、同様に変更を行うものでございます。

議案第 6 号「田野都市計画道路の変更」についての説明は以上でございます。

**○出口会長** ありがとうございます。議案第 5 号及び第 6 号についての町名変更による路線名の表記の変更ということでございます。

御質問等ございませんでしょうか。(意見・質問なし)

**○出口会長** では、ないようでございますので、議案第 5 号及び 6 号は、原案どおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

**○出口会長** ありがとうございます。

それでは、議案第 5 号及び第 6 号は、原案どおりといたします。

それでは、本日 6 件の議案について認めていただきましたので、私のほうはこれで事務局のほうにマイク等をお返ししたいと思います。どうもありがとうございました。

**○事務局** 出口会長、ありがとうございました。

それでは、本日の審議会は、本年度最後となりますので、最後に都市計画課長の米倉からお礼の御挨拶を申し上げます。

**○米倉課長** 事務局を務めております都市計画課の米倉といたします。

本日は、出口会長をはじめ、委員の皆様方におかれましては、年度末の大変お忙しい中、当審議会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

また、日ごろより、都市計画行政はもとより県政全般にわたりまして、多大なる御支援・御協力をいただいておりますことにつきまして、この場をおかりいたしまして、重ねて御礼申し上げます。

本日は、審議会といたしましては、最後の審議ということになりますけれども、これまで委員の皆様からいただきました御意見につきましては、その趣旨を十分踏まえまして、今後の都市計画行政の推進に当たっていきいたいというふうに考えております。

最後に、本県の都市計画行政につきまして、今後とも変わらぬ御指導・御協力をいただきますようお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、お礼の挨拶とさせ

ていただきます。1年間まことにありがとうございました。

○事務局 それでは、以上をもちまして、第143回宮崎県都市計画審議会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

閉会 午後2時35分